

## 成年被後見人等の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の 申請手続に関する意見

令和3年6月16日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 矢頭 範之

当法人は、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として活動しており、当法人の会員の多くが、成年後見人等として過去に特別定額給付金等の申請手続を行っています。その際に成年被後見人等が世帯主ではないために世帯主の協力が得られず給付金等の受給ができない事例が多数あったこと等から、当法人は、今般検討がされている「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の給付事務に関して、次のとおり意見を表明します。

### 【意見の要旨】

- 1 支援金等の給付の申請及び受領は、世帯単位のほか、成年後見人等の申出により個人単位での申請及び受領も可能としていただきたい。**
- 2 申請書類は、事前に届出をすること等により、成年後見人等の住所又は事務所宛に郵送していただきたい。**
- 3 支援金等の給付の申請時における、法務局発行の登記事項証明書又は家庭裁判所の審判書の謄本の提示又は提出による成年後見人等の代理権の確認については、手続の円滑かつ迅速の観点から、書類の有効期間及び代理権の範囲を緩やかに解していただきたい。**

### 【理由】

#### 1 支援金の申請・受領を個人単位とすること

世帯単位でしか支援金等の給付の申請・受領ができないと、世帯主ではない成年被後見人等が事実上支援金等を受領することができなくなってしまう。また、成年被後見人等は、療養看護等の必要上、住民票上の住所地とは別の施設、病院等で生活していることが少なくないことから、たとえ世帯主である場合であっても、成年被後見人等宛の申請書類を受け取った家族が世帯主の名で支援金等の給付の申請手続をとり、家族が支援金等を受領してしまうことにより、結果的に成年被後見人等が支援金等を受領することができない場合がある。特に家族から経済的虐待を受け、住民票上の住所を変更しないまま、住所地から離れて生活している成年被後見人等は、不利益を受

ける可能性が高い。

生活困窮者への支援を目的とした支援金が生活困窮者自身が確実に受領することができるように制度を設計すべきである。

## **2 申請書類の送付先を成年後見人等の住所又は事務所とすることを可能とすること**

上記のとおり、成年被後見人等は、入院中であつたり施設入所をしていたりすることから、住民票上の住所地で生活していない場合が少なからずあり、そのような場合に成年被後見人等の住民票上の住所に支援金等の給付の申請書類が郵送されても、実際には成年被後見人又はその成年後見人がその申請書類を確実に受領することができないことも生ずる。

成年被後見人等が住民票上の住所地で生活している場合であっても、判断能力の低下により郵便物を適切に管理することができなくなっていることも少なくなく、申請書類を紛失してしまう可能性もある。

成年後見人等が速やかに申請書類を受領して成年被後見人等のために支援金等の給付の申請手続を円滑に行うことができるようにするために、成年後見人等の住所又は事務所宛に申請書類を送付していただくことが必要である。

## **3 支援金の給付の申請時の代理権の確認(証明)については、登記事項証明書等の有効期間及び代理権の範囲を緩やかに解すべきであること**

成年被後見人等の法定代理人である成年後見人等は、通常はその代理権を、法務局発行の登記事項証明書又は家庭裁判所の審判書の謄本の提示又は提出によって証明するが、印鑑登録証明書や住民票などとは異なり、後見に関する登記事項証明書の交付は、各都道府県に1か所しかない法務局又は地方法務局の本局(戸籍課)でしか受けられない(郵送により交付の請求をする場合には、東京法務局に請求をする必要がある)し、後見等の開始の審判書の謄本も、管轄家庭裁判所でしか交付を受けられない。そのため、これらの証明書類の交付を受けるためには、日数を要することが少なくない。成年後見人等は、常に新しい登記事項証明書を手元に備え置いているわけではないので、後見に関する登記事項証明書や、家庭裁判所の審判書の謄本の有効期間が短期間とされてしまうと、成年後見人等が迅速に支援金等の給付の申請手続をとることができなくなってしまう。

また、支援金等の給付の申請者が、被補助人又は被保佐人である場合、必ずしも今回のような支援金の給付申請の事務を事前に想定していないことから、補助人又は保佐人に付与された代理権の範囲として、「給付金の申請」、「臨時給付金その他の公的給付の受領及びこれに関する諸手続」といった文言の代理行為を掲げていないケースもある。しかし、補助人や保佐人に、社会保障給付や公的給付の受領に関する代理権が付与されている場合(補助人・保佐人に付与された代理権の範囲として、代理行為目録に社会保障給付や公的給付の受領に関する代理権が付与されているも

のと読み取れる記載がある場合)には、代理権の範囲を緩やかに解し、補助人・保佐人が支援金等の給付の申請・受領の手続を行えるようにしていただきたい。

なお、支援金等の給付の申請者が被補助人又は被保佐人である場合には、補助人又は保佐人が、被補助人又は被保佐人から委任を受けて支援金等の給付の申請手続を代理することも可能であるが、コロナ禍のため入院・入所先の病院、施設等において広く面会制限が実施されている現状では、補助人又は保佐人が被補助人又は被保佐人と面談の上、委任状を取り付けて手続を行うことは、多大な困難を伴うことに配慮していただきたい。